



# 法人

2023  
秋季



会報161号

おうちで作成、ネットで申告  
国税庁e-Taxキャラクター イータ君  
e-Tax



公益社団法人 磐田法人会

磐田市中泉三丁目5-17 TEL<0538>37-4577

## 知る人ぞ知る！ 「藤と香りの道」

「藤と香りの道」は旧豊田町時代に整備され豊田町駅から熊野の長藤までおよそ6kmある散歩道です。全六か所あるポケットパークを巡ると熊野御前の生涯を知ることができます。また、香りの博物館や新造形創造館、池田の渡し歴史風景館など旧豊田町時代に整備された施設を巡ることもできます。



藤と香りの道



ポケットパーク



池田の渡し 歴史風景館

## i 法人(アイホット) 目次 2023年秋季会報161号

◇会長あいさつ	1
◇副会長紹介	1
◇磐田税務署長・副署長着任のごあいさつ	2
◇税務署だより	3・4
◇財務事務所だより	5
◇磐田市役所だより	6
◇浅羽町商工会・会長寄稿	7
◇第11回定時総会	8
◇令和4年度 正味財産増減計算書総括表	9
◇令和5年度 事業計画	10
◇令和5年度 収支予算書	11
◇令和5年度 役員名簿	11

◇法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項	12・13
◇第12回『税に関する絵はがきコンクール』	14~16
◇第11回 静岡県法人会連合会定時総会	17
◇随筆	18
◇部会だより	19~21
◇税務署人事異動	21
◇支部だより	22~24
◇お店拝見・企業紹介	25
◇協賛企業広告	26~28
◇表紙写真の説明	28
◇事務局からのお知らせ	29
◇表紙写真の説明は、28ページに掲載	

# 会長あいさつ



公益社団法人 磐田法人会 会長 高柳 裕久

会員の皆さまには、平素より、磐田法人会の活動に深いご理解とご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

昨年度は公益法人に移行して10年目という区切りの年となりましたが、法人会活動の理念である「税」と「経営」と「社会貢献」を軸にした公益目的事業活動を中心に、コロナの感染対策を十分にとりながら、事業を推進してまいりました。

そうした中、租税教育の一環として女性部会を中心に実施した「第12回税に関する絵はがきコンクール」では、県内13の法人会で最多となる2,045点もの作品の応募があり、磐田法人会で最優秀賞を受賞された作品が、静岡県連で最高の賞である静岡県知事賞を受賞、さらに東海法連で名古屋国税局長賞を受賞するなど、輝かしい成果を収められました。

また「全国青年の集い沖縄大会」において、青年部会が一昨年度の最優秀賞に続き、2年連続で健康経営大賞のファイナリストにエントリーされるという快挙を成し遂げたほか、年後半から年末にかけて展開した会員増強運動では、3年振りに目標を達成し、全法連並びに静岡県連から会員増強表彰をいただく事ができました。会員の皆さまの絶大なるご協力に改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスがインフルエンザと同じ5類感染症に移行されたことや様々な行動制限がなくなったことから、アフターコロナと呼ばれる状況に変わってまいりました。しかしコロナ禍で人々の生活スタイルや消費に対する価値観や傾向は大きく変化しています。我々中小企業にとっては、アフターコロナの環境変化を的確に掴むことが重要であり、それだけではなく少子高齢化により労働力人口の減少や市場の縮小が問題となる中、イノベーションを起こし、DXなどを通じて生産性を上げる事が求められています。

イノベーションとは新結合とも言われますが、多くのビジネス上のヒントやアイデアは人と人との交流や連携の中で生まれると言えます。本会としましても、税のオピニオンリーダーとして納税意識の高揚を図り、会員企業の積極的な自己啓発を支援し、より良い地域社会の実現に貢献するとともに、コロナ禍により滞っていた会員同士の交流と親睦を密にして、会員の皆様や地域にとって有意義となる活動を展開してまいりたいと考えております。

会員並びに関係各位におかれましては、今後とも本会活動に関し、一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

## 副 会 長 紹 介



総務委員長  
森上 達幸



組織委員長  
朝比奈 尚希



税制委員長  
水谷 行秀



広報委員長  
長谷川 佳典



事業研修委員長  
森下 将明



厚生委員長  
大橋 芳隆

## 着任の御挨拶

磐田税務署長 いし た かず お 石田和夫



公益社団法人磐田法人会の皆様には、日頃から税務行政への深い御理解と多大な御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の人事異動により、名古屋国税局 査察部 査察総括第一課長から磐田税務署長を拝命いたしました石田和夫でございます。

私は、静岡県下の税務署勤務は初めてとなりますが、当署の管内は、歴史的な名所・旧跡が多数あるとともに緑豊かな自然に恵まれスポーツ活動も盛んであり、この地域で勤務できることを大変うれしく思います。

また、着任後、多くの方々にお会いしてお話をさせていただきましたが、この地域の皆様の人柄の温かさに感謝の念を抱くとともに、皆様方の団結力の強さを大変頼もしく思っております。

さて、貴法人会は、昭和29年5月の創立以来、長年にわたり地域社会への貢献に御尽力され、会員の皆様の税知識の普及や租税教育活動など幅広い事業活動を積極的に展開されており、大変心強く感じております。貴法人会の活動がより充実したものとなりますよう、皆様との連携・協調をより一層強化してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ところで、国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことでもあります。納税者の皆様が「より便利に、よりスムーズに」申告や納税の手続きを行っていただけるよう、e-TaxなどICTを活用した納税環境を整備してまいります。

また、本年10月1日からは消費税の適格請求書等保存方式「インボイス制度」が開始します。税務署といたしましても同制度が円滑に導入・実施されるよう個々の事業者に寄り添い丁寧な対応に努めてまいります。

貴法人会の皆様方には、多大な御協力をいただいておりますが、今後とも引き続き税務行政へのお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人磐田法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任の御挨拶とさせていただきます。

## 着任の御挨拶

磐田税務署副署長 いし はら ひとし 石原等



公益社団法人磐田法人会の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に對しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の人事異動により、浜松西税務署 総務課長から磐田税務署 副署長を拝命いたしました石原等でございます。

貴法人会におかれましては、納税意識の高揚及び地域社会への貢献のため様々な活動を積極的に実施され、とりわけ「租税教室」の開催を多数実施されていること及び「税に関する絵はがきコンクール」において12年連続で静岡県下最多の応募数であったことは、ひとえに役員並びに会員の皆様方の日頃からの御尽力の賜物であると、心から敬意を表する次第でございます。

近年は新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なイベントが中止となるなど行動制限がされておりましたが、新型コロナウイルス感染症も終息に向かい、皆様と多くの活動ができることを楽しみにしております。

結びに当たりまして、公益社団法人磐田法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任の御挨拶とさせていただきます。

重要

## 適格請求書発行事業者の皆様へ

- 適格請求書発行事業者として登録された情報（氏名・法人名・登録番号など）は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。



1

## ○ 適格請求書の交付

取引の相手方の求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付する。

2

## ○ 適格返還請求書の交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する。

3

## ○ 修正した適格請求書の交付

交付した適格請求書に誤りがあった場合に、修正した適格請求書を交付する。

4

## ○ 写しの保存

交付した適格請求書の写しを保存する。

適格請求書発行事業者の登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります（事業者免税点制度の適用はありません。）  
（裏面も併せてご覧ください。）

- 次の場合は、所轄税務署への届出手続が必要となります。

手続の内容	提出すべき届出書等
<b>公表事項の追加・変更手続</b> 氏名・名称、法人の本店所在地を変更する場合 個人事業者等の主たる屋号などを追加・変更する場合	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 <sup>(※1)</sup> 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書
<b>登録失効手続</b> 登録の取消しを求める場合 <sup>(※2)</sup> 事業を廃止した場合 法人が合併により消滅した場合 個人が死亡した場合 <sup>(※2)</sup>	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 <sup>(※3)</sup> 事業廃止届出書 合併による法人の消滅届出書 適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1 法人について、「名称」又は「本店又は主たる事務所の所在地」に異動があり、その旨を記載した異動届出書を提出した場合、提出を省略することができます。

※2 令和5年10月1日以降の手続となります。

※3 消費税課税事業者選択届出書を提出している事業者が免税事業者になる場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出が併せて必要となります。

## 【ご注意ください】登録の取消しについて

税務署長は、次の取消事由に該当する場合には、適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます。

- 1年以上所在不明である場合（「所在不明」とは、例えば、消費税の申告書の提出がない場合などにおいて、文書の返戻や電話の不通をはじめとして、事業者との必要な連絡が取れないときをいいます。）
- 事業を廃止したと認められる場合
- 合併により消滅したと認められる場合（法人の場合）
- 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合
- 虚偽の内容を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して登録を受けた場合

「適格請求書発行事業者の登録通知書」は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。



## 適格請求書発行事業者は消費税の申告が必要になります

### ○ 消費税の申告について

適格請求書発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。

免税事業者の方が令和5年10月1日から登録を受ける場合は、登録日である令和5年10月1日以降の課税資産の譲渡等について、消費税の申告をすることとなります。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付けおよび役務の提供です。

なお、個人事業者の方は、「確定申告等作成コーナー」により消費税の確定申告書を作成することができ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）があればe-Tax（電子申告）による提出が可能です。

確定申告書等  
作成コーナー



### ○ 中小事業者の方へ

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置（2割特例）が設けられています。

#### ○ 2割特例による計算方法

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × 80%

売上税額の  
2割

(例) 1年間の売上げが700万円（税70万円）の場合

70万円（売上税額） × 80% = 56万円（仕入税額）

70万円（売上税額） - 56万円（仕入税額） = 14万円（納付税額）

免税事業者向け  
リーフレット



【ポイント】 ①この特例は、免税事業者から適格請求書発行事業者になった事業者の方などが対象です。

②適用期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間です。

③事前の届出書を提出する必要はありません。

#### （参考）簡易課税制度

事業者の選択により、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を算出する制度です。

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × みなし仕入率

(例) サービス業  
の場合は50%

(例) 1年間の売上げが700万円（税70万円）の場合

70万円（売上税額） × 50% = 35万円（仕入税額）

70万円（売上税額） - 35万円（仕入税額） = 35万円（納付税額）

簡易課税制度の  
事業区分の表



【ポイント】 ①事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を管轄の税務署長に提出する必要があります。

②基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間のみ適用できます。

### さらに詳しくお知りになりたい方へ

#### ○ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、Q & A、説明会、申請手続、免税事業者の方向けのコンテンツ等を掲載しています。

インボイス制度  
特設サイト



#### ○ 制度についてのお問い合わせは

- ・ 一般的なご質問 ⇒ チャットボット（AIを活用して24時間自動でお答えします）  
インボイスコールセンター 0120-205-553【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- ・ 個別のご相談 ⇒ 所轄の税務署（事前に日時をご予約の上、ご相談ください）

※ お電話の場合には、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

チャットボットは  
こちらから



(国税庁 法人番号7000012050002)

2023.5



令和5年  
4月から **eL** があれば

エルタックス  
**eLTAX**

# 地方税の お支払が便利・簡単に!!

24時間365日、いつでもどこでもお支払可能!!

エル  
納付書に「**eLマーク**」があれば、  
地方税お支払サイトやスマホ決済アプリが利用できます。



eLマーク



eL-QR



eL番号



スマホやパソコンでも  
お支払が可能



さまざまなお支払方法から  
選択が可能

※各種スマホ決済アプリからのお支払は、  
各社のアプリでの手続になります。



利用できるスマホ決済アプリは  
地方税お支払サイトで  
ご確認ください

詳しくはこちら  
**地方税お支払サイト**

(利用者向けホームページ)

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

**LTA** 地方税共同機構  
LOCAL TAX AGENCY

## 市県民税（特別徴収）・法人市民税の納税は

エルタックス  
**eLTAX**



### eLTAXを使うと☑

- ◆ 金融機関窓口へのお出かけ不要！
- ◆ 全地方公共団体へ一括で納付ができる！
- ◆ ダイレクト納付ができる！

（事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方法です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です）

- ◆ 手数料無料！0円

### 〇お問い合わせ先

エルタックス

検索

eLTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>  
電話番号（ヘルプデスク）：0570-081459



ちなみに、  
個人の市税の納付は口座振替や  
スマートフォン決済が便利です。  
詳しくは磐田市HPにて！





# 広域連携強化で 経営力向上を

浅羽町商工会 会長 川上 政年



磐田法人会におかれましては、日頃より税務支援事業を通じて法人事業所への経営指導並びに多くの地域貢献事業を長きにわたり実施されておられますことに敬意を表しますとともに感謝申し上げます。また、当会の会員事業所に対しましても、袋井支部会員としてご支援とご指導をいただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、私たち中小・小規模事業者を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、消費税のインボイス制度の導入、物価高騰、さらには経営全般にわたるデジタル化推進の流れなど、事業環境の変化が著しい状況にあります。

このような急激な変革期にあたり、今まで以上に事業者の経営にしっかり寄り添う伴走型支援に取り組むことが大切であると日々感じているところであります。

そのためには、本会の相談窓口体制の強化とともに、広域支援体制を常に意識し外部の専門家と事業者をつなぐプラットフォームの役目を果たすことも重要であると認識しています。今後においても柔軟な発想のもとに事業者の経営力向上の支援に努めてまいります。

今年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行しました。今までの自粛ムードを払しょくし、まちの賑わい創出、地域を元気にしなければなりません。今年で41回を数える袋井市南部地域の地域振興イベント「袋井市ふれあい夢市場」が、今回は通常開催することを先日の実行委員会で決定しました。自粛

をしていた会場内での飲食やステージショーの復活などコロナ前の賑わいが戻ってきます。袋井支部の税に関する啓発活動も毎回実施していただいています。

「袋井市ふれあい夢市場」は11月12日（日）に袋井市メロープラザ周辺で開催されます。



ぜひ、地場産品の買い物や人と人との交流を楽しんでいただき、今まで以上に笑顔になっていただけたらと思っております。



結びに磐田法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を心からご祈念申し上げます。

## 第11回 定時総会

公益社団法人磐田法人会の第11回定時総会が6月7日(水)ザ・ハウス愛野において、渡邊磐田税務署長はじめ多くのご来賓を迎え、盛大に執り行われました。



第11回定時総会

冒頭、高柳法人会長の挨拶が行われ、議長選出ののち、議事に入りました。

議事においては令和4年度収支決算及び理事・監事選任の2議案が承認され、令和4年度事業報告、令和5年度事業計画及び収支予算、執行役の選任が報告されました。

その後、渡邊税務署長、佐藤財務事務所長からご祝辞をいただき定時総会は無事終了しました。

定時総会終了後、役員を退任した松田勉さん、坊下堅太郎さん、青山行雄さん、寺田克元さんに磐田税務署長感謝状が贈呈されました。

記念講演会は、日本総合研究所の藻谷浩介氏に「ガラパゴスな日本」の未来と企業の対応」と題し講演をいただき、会員ほか一般の皆さまが多数聴講されました。



高柳会長挨拶



ご来賓の皆様



祝辞 渡邊税務署長



祝辞 佐藤財務事務所長

### 磐田税務署長感謝状贈呈



松田 勉さん



坊下堅太郎さん



青山行雄さん



寺田克元さん



記念講演会 藻谷浩介 氏  
「ガラパゴスな日本」の未来と  
企業の対応

## 令和4年度 正味財産増減計算書総括表

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	312,100	312,100	0
特定資産運用益	95	138	△43
受取会費	11,890,000	12,006,000	△116,000
事業収益	2,353,623	1,463,375	890,248
受取補助金等	13,817,202	13,416,614	400,588
受取負担金	1,631,200	1,633,800	△2,600
雑収益	409,986	821,651	△411,665
【経常収益計】	30,414,206	29,653,678	760,528
(2) 経常費用			
事業費	25,953,156	24,242,259	1,710,897
管理費	5,925,616	6,768,186	△842,570
【経常費用計】	31,878,772	31,010,445	868,327
【当期経常増減額】	△1,464,566	△1,356,767	△107,799
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	1	△1
【当期経常外増減額】	0	△1	1
税引前当期一般正味財産増減額	△1,464,566	△1,356,768	△107,798
法人税、住民税及び事業税	71,000	71,000	0
当期一般正味財産増減額	△1,535,566	△1,427,768	△107,798
一般正味財産期首残高	41,110,618	42,538,386	△1,427,768
一般正味財産期末残高	39,575,052	41,110,618	△1,535,566
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	11,983,100	11,760,200	222,900
一般正味財産への振替額	△11,983,100	△11,760,200	△222,900
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	39,575,052	41,110,618	△1,535,566

## 【令和5年度 正副会長】

第11回定時総会の終了をもって、坊下堅太郎さんと鈴木修二さんが副会長を退任され、新たに森下将明さんと長谷川佳典さんが副会長に選任されました。新しく就任された、副会長お二人のご活躍を期待しております。

選任報告では、正副会長を代表して高柳会長から就任のあいさつがありました。

皆さま、どうぞよろしくお願いたします。



## 活動の基本方針

令和5年度は、公益法人に移行して11年目を迎えますが、これまでと同様に公益目的事業を中心に活動を行っていく方針であります。

法人会理念に基づき、税のオピニオンリーダーとして、「税」、「経営」及び「社会貢献」を軸にした公益目的事業活動を通じて、企業経営に求められる知識や情報を発信し、地域企業の発展、地域の振興に貢献してまいります。

公益法人としての自覚を持ち、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与してまいります。

社会貢献活動においては、地域に根差した経営者団体として公益社団法人の使命を果たすよう活動してまいります。また、会員増強により組織の充実強化を図り活力ある組織を目指してまいります。

## ● 公益目的事業

## 1 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業（公1）

## (1) 税制・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として税制・税務を中心とした研修会・講演会・セミナーを実施し、税知識の普及並びに納税意識の高揚に努めます。また、令和5年10月より始まるインボイス制度が円滑に実施されるよう、引き続きインボイス制度の研修会を実施します。

研修会・講演会・セミナーの開催日時・テーマ・会場等は、当会のホームページ・広報誌・案内チラシ等を通じて広く一般に公開します。

## (2) 税の啓発及び租税教育事業

次代を担う児童や生徒に、税金の仕組み、税の使われ方が私たちの生活にどのように役立っているのかを知ってもらうため、租税教育事業に取り組みます。①租税教育推進協議会が行う管内小中学校の租税教室等に講師を派遣します。②小学6年生を対象とする「税に関する絵はがきコンクール」を実施します。③小学生低学年を対象とする「紙芝居と税金クイズ」を行います。④児童を対象に公共施設の見学と合わせて租税教室を行い、税の使われ方を学んでもらいます。

## (3) 税制改正への提言事業

財政再建と社会保障給付の安定財源確保や少子高齢化社会及び国際化進展などの経済社会構造の変化に対応していくため、国のあるべき税制の姿と中小企業事業者の税制環境を整備するため、幅広い意見の集約に努め、税のオピニオンリーダーとして税制改正要望活動を展開します。

## (4) 税制・税務の普及及び広報事業

会報誌「i-法人（アイホット）」の発行並びにホームページへの掲載により、会員並びに一般企業・市民に対する税制・税務知識の普及向上に努めます。また、インボイス制度等、税制関係の最新情報の周知に向けた広報活動を行います。併せて、国税電子申告納税システムe-Tax等の普及支援に努めます。

## 2 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業（公2）

## (1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象に、経済・経営・社会環境等をテーマとした講演会等を企画・開催するとともに、商工会議所や商工会、地元企業との共催による講演会等を開催します。また、健康経営に係るセミナー・説明会等を実施します。ホームページ、案内チラシのほか、商工会議所・商工会等の広報を通じて一般企業・市民の参加を募っていきます。

## (2) 地域イベントへの協賛事業

地域の公園・河川・海岸等の清掃作業を当会独自または他団体と協賛して実施します。商工会等が主催する夏まつり・市民産業まつり等への協賛・出展を通じて地域や企業の活性化に努めていきます。

## (3) 地域福祉への寄付・寄贈事業

チャリティや会員からの寄贈品等により、地域福祉・社会環境の活性化を図ることを目的として、社会福祉団体等への寄付や物品の寄贈等を行います。

## ● 収益事業等

## 3 会組織の充実を図ること及び全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業（他1）

## (1) 組織の充実・強化

組織の充実・強化を図るため、会員増強を重要課題として取り組み、本会、部会、支部組織の強化に努めます。役員・会員をはじめ、地域商工会議所・商工会、金融機関、協力保険会社の協力を得て新規加入社の増強に努めます。

## (2) 福利厚生制度の推進

協力保険会社3社との連携を通じて福利厚生制度の普及・推進を図るとともに、会員増強並びに財政基盤の安定化に資するため、福利厚生制度の円滑な運営に努めます。

## (3) 青年・女性部会の充実

租税教育推進協議会が開催する小・中学校の租税教室へ講師として青年部会員や女性部会員を派遣するほか、高校生を対象とした「職業講話と租税教室」（青年部会）、児童を対象とした「消防署や警察署等の見学と租税教室」（青年部会）、児童を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」「紙芝居と税金クイズ」（女性部会）などの事業を行い部会の充実を図るとともに、講演会や情報交換会等の実施により会員相互の親睦・交流を深めます。また部会員の増強により部会の強化充実を図ります。

## 4 会員のための福利厚生事業（収1）

財政基盤の強化を図るため、早割電報サービス・生活習慣病健診等を行います。

## 5 土地の賃貸事業（収2）

公益目的事業を達成するため、継続して所有土地の賃貸を行います。

## 令和5年度 収支予算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	312,100	312,500	△ 400
特定資産運用益	200	700	△ 500
受取会費	12,058,200	12,058,200	0
事業収益	1,754,000	3,004,000	△ 1,250,000
受取補助金等	12,780,055	13,237,002	△ 456,947
受取負担金	1,878,000	2,253,000	△ 375,000
雑収益	100,100	100	100,000
【経常収益計】	28,882,655	30,865,502	△ 1,982,847
(2) 経常費用			
事業費	23,951,048	26,430,907	△ 2,479,859
管理費	5,451,772	5,943,753	△ 491,981
【経常費用計】	29,402,820	32,374,660	△ 2,971,840
【当期経常増減額】	△ 520,165	△ 1,509,158	988,993
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 520,165	△ 1,509,158	988,993
法人税、住民税及び事業税	71,000	71,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 591,165	△ 1,580,158	988,993
一般正味財産期首残高	35,440,528	37,020,686	△ 1,580,158
一般正味財産期末残高	34,849,363	35,440,528	△ 591,165
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
受取補助金等	11,568,900	11,983,100	△ 414,200
一般正味財産への振替額	△ 11,568,900	△ 11,983,100	414,200
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>34,849,363</b>	<b>35,440,528</b>	<b>△ 591,165</b>

## 令和5年度 役員名簿

皆さん、どうぞよろしくお願ひします。

(役員一同)

会長	高柳 裕久	理事	中村 学	理事	村松由季子	執行役	青木 歌子	執行役	川原利彦
副会長	森上 達幸	理事	田中文規	理事	岡野 式子	執行役	角 一幸	執行役	浅岡 久
副会長	水谷 行秀	理事	内山 治	監事	鈴木和男	執行役	戸田 郁夫	執行役	大澄 房雄
副会長	森下 将明	理事	平野 清隆	監事	鈴木修二	執行役	鈴木 光芳	執行役	小笠原守之助
副会長	長谷川佳典	理事	近藤 良秀	監事	伊藤 旨広	執行役	鈴木 睦夫	執行役	立石 錦男
副会長	朝比奈尚希	理事	鈴木 博久	執行役	稲葉 昌訓	執行役	岡村 禎之	執行役	安間 慎一
副会長	大橋 芳隆	理事	大庭 睦	執行役	小野 慎輔	執行役	野中 恭宏	執行役	友田 裕人
理事	飯田 明弘	理事	松下 隆彦	執行役	平谷 均	執行役	鈴木 直人	執行役	安井 健一
理事	石川 有造	理事	寫 謙造	執行役	山岡 麻衣	執行役	工藤 精司	執行役	増田 寛之
理事	村松 正浩	理事	鈴木 忠利	執行役	岡田 充弘	執行役	佐野 明人	執行役	鈴木 智久
理事	高木 洋	理事	大澤 房男	執行役	加藤 誠太郎	執行役	永井 智克之	執行役	太田 聖二
理事	橋本 安弘	理事	島 祐二	執行役	江間 治人	執行役	安間 秀雄	執行役	大橋 徳久
理事	池谷 之孝	理事	吉田 道宏	執行役	磯田 達彦	執行役	井上 準		
理事	小島 直人	理事	畑 中 貴博	執行役	飛田 紗有李	執行役	中津川 法雄		

# 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われました。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限が設定されました（令和5年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、インボイス制度の負担軽減措置等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## 法人課税

### 1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

### 2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業投資促進税制について、対象資産の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

### 3. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制については、一定の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。</li> <li>また、先端設備等に係る固定資産税の特例措置が見直され、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されました。</li> </ul>

## 消費税

### 1. インボイス制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以下の事業者の行う1万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策が講じられたほか、1万円未満の返還インボイスについて交付義務を免除する措置が講じられました。</li> </ul>

## 相続税・贈与税

### 1. 相続時精算課税制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなりました。また、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。</li> </ul>

## その他

### 1. 震災復興等

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長されました。</li> </ul>

### 2. 電子帳簿保存

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置（電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようであれば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする）が講じられるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられました。</li> </ul>

# 第12回 税に関する絵はがきコンクール

法人会では、租税教育活動の一環として、小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。磐田法人会では女性部会が中心となって、磐田税務署管内の小学6年生を対象に実施し、令和4年度は2,045点の作品の応募がありました。租税教室や社会科授業で税の勉強をした上で、描いてもらっています。参加していただきました皆さん、ありがとうございます。また、ご後援をいただきました磐田市・袋井市・森町の各教育委員会の皆さまに心よりお礼申し上げます。

審査の結果、個別賞6作品、金賞44作品及び入選55作品を表彰いたしました。表彰作品のうち、個別賞と金賞作品を掲載させていただきます。

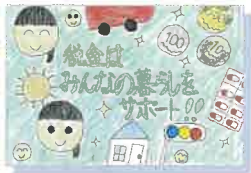
## ご参加いただきました各小学校にお礼申し上げます。

磐田北小学校	田原小学校	豊田東小学校	山名小学校
磐田中部小学校	富士見小学校	豊岡南小学校	高南小学校
磐田西小学校	福田小学校	豊岡北小学校	浅羽北小学校
磐田南小学校	豊浜小学校	袋井東小学校	浅羽東小学校
東部小学校	竜洋西小学校	袋井西小学校	飯田小学校
大藤小学校	竜洋北小学校	袋井南小学校	宮園小学校
向笠小学校	豊田南小学校	袋井北小学校	森小学校
長野小学校	豊田北部小学校	今井小学校	
岩田小学校	青城小学校	笠原小学校	



学年は応募当時のものです。







# 第11回 静岡県法人会連合会 定時総会

一般社団法人静岡県法人会連合会の第11回定時総会が、6月20日(火)ホテルグランヒルズ静岡において、名古屋国税局課税第二部の磯部剛部長ほかのご来賓が出席され開催されました。

当会からは、会長・副会長・部会長・受彰者など14名が出席しました。



中西県連会長挨拶

第一部の総会では、令和4年度収支決算報告、役員改選の2議案が承認されました。続いて令和4年度事業報告、令和5年度事業計画、令和5年度収支予算の3議案が報告されました。その後、前嶋税制委員長から令和6年度税制改正要望事項の報告が行われました。

第二部の表彰式では、功労者表彰(全法連会長表彰)伝達および特別功労役職員表彰(県連会長表彰)が行われ、当会では以下の方が受彰されました。また、諸部門成績優秀単位会表彰におきまして、

当会は会員増強表彰及び研修参加率向上表彰を受彰しました。

第三部の記念講演会では、神戸国際大学教授の中村智彦氏から「こんなに凄い 日本のモノづくり」～生き残りの道はココにある～と題して講演が行われました。



祝辞  
磯部課税第二部長



祝辞  
出野副知事



祝辞  
鈴木静岡市税務部長

## 令和5年度 功労者表彰 (全法連会長表彰) (敬称略)

近藤良秀 (福田支部)  
内山治 (袋井支部)

## 令和5年度 特別功労役職員表彰 (県連会長表彰) (敬称略)

大庭陸 (竜洋支部)  
鈴木博久 (福田支部)  
石田妙子 (事務局)



近藤良秀さん



内山治さん



会員増強表彰  
研修参加率向上表彰



大庭陸さん



鈴木博久さん



石田妙子さん



記念講演会 中村智彦氏

## 伝えていきたい掛塚の歴史や文化

みんなと倶楽部・掛塚会員 齊藤 朋之



今年、結成から8年目を迎えた「みんなと倶楽部・掛塚」は、掛塚湊の廻船問屋であった旧津倉家住宅が磐田市に寄贈されたことをきっかけに誕生した市民団体です。

掛塚の象徴であるこの住宅を将来に継承していくことが、衰退したまちを盛り上げる起爆剤になると考えた地元の有志が、津倉邸の庭の草取りから始めた会でした。

「みんな」で、昔の「みなと」町の賑わいをとり戻そうとの思いから、団体名を「みんなと倶楽部」として、掛塚の町並みを歩く「まち歩き」や、津倉家住宅内を案内する「見学会」などを企画し、住宅内では、歴史を伝える写真や資料を展示して掛塚の歴史を理解してもらえるように努めてきました。

私たちの活動を理解してもらうのに最も効果があったのは、年4回発行している「広報紙」でした。掛塚・白羽・川袋地区に戸別配布すると同時に、お世話になっている行政機関や同じようなまちおこしの活動をしているグループなどにも配布を続けています。

また、地元の竜洋西小児童の「まち歩き」には、本会会員がガイド役となって支援しています。参加した児童は、まちの歴史を学ぶことで、将来のまちづくりにまで思いを馳せ、いろいろなアイデアを提案しています。また、竜洋中学の生徒は、ボランティアとして庭園の草取りに参加することで、地元の大切な文化財を守っていくことを体験的に学び、将来の地域リーダーとしての資質を育てています。

今年の初めには、掛塚橋下の河川敷の整備が進められ、5月にはこの場所で「いわた土木LOVEフェスタ」が行われ、子供たちで大変賑わいました。私たちもこれに協賛して、国登録有形文化財になることが決まった旧津倉家住宅を公開し、金原明善に始まる天竜川改修工事の歴史を展示パネルで紹介しました。特に、昭和2年から工事が始まった第2次改修工事は、まちが削られ、掛塚湊の跡が消え、福長飛行場が移転することとなった、掛塚にとっては大きな歴史の転換点でした。

自分が住む地域の歴史を知り、文化を理解することは、その地域を愛し、そこに住みたいと考えるようになることにつながります。次の世代にそんな思いで津倉家のことを語り伝えていくことが、私たち「みんなと倶楽部」に課された役割と考えています。



「みんなと倶楽部・掛塚」の活動については、齊藤さんのブログ「自然と歴史の中を歩く」で紹介しています。是非お読みください。

青年部会

部会長就任のあいさつ

部会長 吉田道宏



去る5月19日の総会にて皆様の承認を頂き、令和5年度・6年度の磐田法人会青年部会の部会長を務めさせて頂くこととなりました。私は30代前半頃から、青年部会にお世話になっておりました。

まさか、私が部会長を務める様なことになるとは思いませんでした。

しかし、仰せつかった以上 磐田法人会青年部会の名を汚すことの無いようにしなければなりません。諸先輩方に見習い任期を全うしたいと思っております。

部会長就任後、恥ずかしながら初めて租税教育活動（租税教室）に参加させて頂きました。

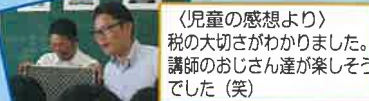
今年は、新しい形の租税教育活動を実施したいと思っています。その中で未来の納税者（現小学生等）に税金について分かりやすく触れて感じて頂ければと思っております。

世間も少しずつですがコロナ禍から落ち着きを取り戻してきたのかなと思いますので、会員間の交流の場を増やしていきながら魅力ある青年部会をつくって行きたいと考えています。その為にも部会員増強をふまえ現部会員と共に磐田法人会青年部会を盛り上げていくように努力していきます。

活動報告

租税教室 6年生対象

- 5/22 磐田市立豊岡北小 2クラス
- 5/24 磐田市立竜洋東小 1クラス
- 6/14 袋井市立浅羽東小 2クラス
- 6/26 磐田市立豊田東小 2クラス



〈児童の感想より〉  
税の大切さがわかりました。  
講師のおじさん達が楽しそう  
でした（笑）



総会 (2023.5.19)

ご来賓



渡邊税務署長 森上副会長

卒業生11名に感謝状と記念品を贈呈



恒例のチャリティオークション



令和5・6年度幹部役員

袋井消防署見学と租税教室 (2023.3.12)



佐々統括官



親子で税金クイズにチャレンジ!!



消防署で身近な税を知ったよ! けむり体験もしたよ!

2月定例会 (2023.2.17)

「新市場を創造! 社員を巻き込みブランドを創ろう!」～中小企業だからこそ出来るブランディング術～  
講師: (株) DDR  
代表取締役社長 安藤竜二氏

令和5年度税制改正大綱 どうなるインボイス制度  
講師: 磐田税務署 佐々統括官



安藤竜二氏



〈情報交換会〉安藤先生を囲んで

12月臨時総会・定例会 (2022.12.9)



ちょっと気になる贈与税  
講師: 磐田税務署長 渡邊博文氏



磐田法人会青年部会の情報交換会 中締めは、右肩上がりの三本締め!



福利厚生制度説明会  
大同生命保険㈱ 笹田所長

女性部会

部会長就任のあいさつ

部会長 村松由季子



令和5年5月、新型コロナウイルスは第2類感染症から第5類感染症へ移行されました。3年以上続いた多くの規制が解除され、様々な活動や人々の行動も参加者、個人の判断に任せられる時が来ました。この3年間の社会や人々の考え方や生活様式の変化により、コロナ前と同じ社会には戻れない事も多々ありますが、新たな動きが始まり停滞気味であった多くの業種でも活気が戻ってきていると感じます。

磐田法人会女性部会においても6月12日に行われた第1回の定例会では、食事を伴う会合を開催することが出来、磐田税務署の渡邊署長より「ちょっと気になる相続税」と題してお話いただき、相続時精算課税を利用した場合とそうではない場合の違いを学びました。タイミング等不確定な要素はありますが、学びの機会を通して変更していく税制を正しく理解し、自分の場合に落とし込んで考え、より良い選択ができるようになりたいものです。

昨年度、第12回税に関する絵はがきコンクールは、子供の数が減少している中にもかかわらず、県内では他を寄せ付けない2000点を超える作品の応募を区域内の小学校6年生からいただきました。寄せられた作品にはどれを選ぶべきか大人を悩ませるレベルの高い作品も多数あり、昨年度の磐田法人会の最優秀賞作品は、県下13単位会の中でも最高賞である県知事賞に輝き、更に名古屋国税局長賞を頂くという大変嬉しい結果をもたらしてくれました。これも長年部会員の皆様、夏休みの「児童クラブ訪問」での紙芝居やDVD鑑賞、税金クイズといった小さな子供達が楽しみながらも税金の必要性を考えてもらう機会をつくってこられた事、更にこの6年、実際に働いて納税している大人として、小学校の先生方と協力して社会の中での税金の仕組みと役割を伝える社会の授業「租税教室」にも積極的に取り組んできた成果だと思えます。

今年度は、県法人会連合会への絵はがきの提出時期が年内へ早まり、これまでの様に冬休みの課題として取り組んでもらうという12年間をかけて作り上げた形がとれなくなりました。突然の変化に対応できる小学校ばかりではないとすれば、コンクール開始から12年間、一度も応募作品数1位を譲ったことが無いという驚くべき成果を継続できるか、大変難しい状況に置かれています。

あらゆる機会をとらえ、小学校の先生方の協力を得ながらより多くの作品を提出いただけるように取り組んでいかねばならないと思っています。

また、今年度は全国法人会総連合からの要請もあり、食品ロス削減に向けた活動を開始します。近年の世界での極端な気候現象を見るにつけ、地球全体として豊かな環境を守ることは大切ですし、「食品ロスの削減」は食料自給率の低い日本にとっては大変大きな議題でもあります。また生産者にとっても、作ったものを無駄にされる、無駄にしなければならないというのは大変辛く空しい事だと思えます。日本における現在の食品ロスの半分は、個人宅での消費の中から発生しています。今年度は、食品をより長く美味しく食べる方法についての講演会と楽しい実習を予定しております。

磐田法人会女性部会は、令和5年度、設立40周年の記念すべき年を迎えます。これまで40年の長きに渡り、多くの先輩・部会員の皆様が思いを込めて活動し築き上げてくださった会を部会員の皆様と共に次へと繋げていけるよう、若輩ではございますが誠実に活動していきたいと思っておりますので、ご協力をお願い致します。



6月12日(月) 第1回定例会 熱量が高いです！



講師 磐田税務署長 渡邊博文氏



5月22日(月) 袋井市立今井小学校租税教室



6月6日(火) 磐田市立大藤小学校租税教室

税務研究部会

すぐやる、すぐ済ます

部会長 鵜野 森一



某社の社長は経営に重大な影響を与える事態は昼夜を問わず2時間以内に社長まであげよという「2時間ルール」を決めたそうです。面倒なことはすぐやってすぐに済まして他のクリエイティブなことに時間や頭を使った方が良いとの判断です。我々も見習いたいものですが果たして可能でしょうか。

さて、今年の税制改正の特徴としては個人所得課税ではNISAの拡充、中小企業では経営強化税制や投資促進税制、法人税率の軽減、技術基盤強化税制など従来の延長が中心となっています。

10月からはいよいよインボイス（適格請求書）制度が開始されます。従来の請求書や領収書に①事業者の登録番号②税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率③税率ごとに区分した消費税額等の記載が新たに求められます。開始早々は戸惑うかもしれませんが、徐々に慣れていく事と思います。

税務研究部会は税制や経済のタイムリーな情報を得ながら、会員同志研鑽を積んでいます。興味のある方、是非法人会事務局までお問い合わせください。



講師 税理士 杉山将太氏



7月19日(水)  
定例会

テーマ 制度開始までに備えておきたい  
インボイス・電子帳簿保存法  
実務対策

磐田税務署 人事異動状況

	転入者		転出者	
	氏名	前任署	氏名	転出先
署長	石田 和夫 イシダ カズ オウ	名古屋国税局 査察部長 査察総括第一課	ワタナベ ヒロフミ 渡邊 博文	名古屋派遣国税庁監察官 次席 国税庁 監察官
副署長	石原 ヒトシ等 イシハラ ヒトシ	浜松西税務署 署長 総務課	オオイシ ミチアキ 大石 通明	静岡税務署 特別国税調査官(総合調査担当)
総務課長	中根 セイイチ ナカネ セイイチ	名古屋国税局 総務部 厚生課 厚生専門官	タケウチ ヒロユキ 竹内 宏行	名古屋国税局 調査部 調査管理課 課長補佐
法人課税第一部門統括官	ヨシカワ ヤスヒサ 吉川 泰央	岐阜南税務署 法人課税第二部門 統括官	サツサ セイチ 佐々 誠一	四日市税務署 法人課税第一部門 統括官
法人課税第二部門統括官	サイトウ ジュン 齋藤 順	名古屋中村税務署 法人課税第一部門 連絡調整官	トシベ ケンタ 利部 建太	浜松西税務署 法人課税第四部門 統括官

福田支部

令和4年12月16日(金)福田中央交流センターにおいて、磐田税務署法人課税部門の担当者を講師に迎え、令和5年10月から開始される『消費税インボイス制度』の説明会を開催しました。

過去の制度改正と比べものにならないほど事業者に影響を与えるであろうインボイス制度。どう対応したらよいのか不安という声が多く、参加者は熱心に話を聞いていました。

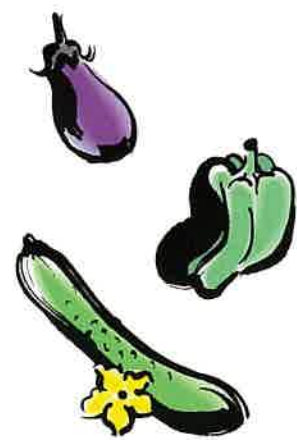


研修終了後に開催された交流会は、数年ぶりの開催でしたが、和気あいあいと時間の許す限り楽しく過ごしました。

竜洋支部

令和5年7月20日(木)に支部役員会を開催し、昨年度の報告と今年度事業についての話し合いをしました。新型コロナウイルスが5類に引き下げられ、大半の方がマスクを外し、久々に表情が見える形の会議となりました。

今年度も社会貢献事業の一環として、天竜川河川敷の清掃を11月下旬に予定しています。みなさんのご参加をお待ちしております。





森 支 部

『花のリレー・プロジェクト』

森支部では4月16日(日)に、浜松いわた信用金庫が主催する「花のリレー・プロジェクト」に参加しました。

このプロジェクトは、天竜浜名湖鉄道沿線を花や樹木で彩ることを目的としており、当日は森町ライオンズクラブや遠江総合高校の皆さまと一緒に、遠州森町駅の沿線にあじさいの植栽を行いました。植栽に使用したあじさいは、遠江総合高校が森町の「あじさい寺」こと極楽寺から、譲り受けた木を挿し木で増やし育てたものとなっています。

今後も環境美化に繋がる活動に、積極的に参加していきたいと思います。



豊 田 支 部

【昨年度事業の報告と今年度事業の計画】

令和4年度の実施事業は、「池田渡し公園草刈り」「天竜川河川敷クリーン作戦」の社会貢献事業を行いました。また、税務研修会として、消費税「インボイス制度研修会」も開催しました。

今年度についても、地域貢献事業、税務研修会といった同様の事業を計画しているところです。今年度も各種事業へのご参加ご協力よろしくお願いいたします。

なお写真は昨年度の様子です。



磐田支部

支部活動報告〈令和5年1月～6月〉

1/27(金) 新春講演会



登龍亭獅籠氏の落語で楽しいひと時を過ごしました。

5/18(木) 役員会



前年度決算と本年度事業計画等が報告されました。

1/27(金) 情報交換会



令和2年以来、3年振りの開催となりました。

6/17(土) 研修視察旅行



「新幹線でGO! 屋形船でめぐる大江戸の旅」

袋井支部

【令和4年度下半期活動報告】

- ・10月21日(金)チャリティー募金を目的としたゴルフ大会を森支部と合同で開催し、プレー終了後は表彰式を執り行いました。
- ・11月13日(日)3年ぶりに開催された「ふれあい夢市場」に社会貢献事業の一環として参加。

コロナウイルス感染症拡大防止により、例年の豚汁サービスは中止し、子供たちへ税金の使われ方が記載されたグッズ配布・租税に関する啓発活動（パネル展示）・チャリティー募金による車いす1台を社会福祉協議会へ寄贈しました。



チャリティーゴルフ大会表彰式



ふれあい夢市場閉会式での車いす贈呈



鳥骨鶏プリンが 第13回チームシェフコンクール「厳選食品安心堂賞」受賞  
「オールドビンテージ・ドットコム賞」受賞



普通の鶏が卵を毎日産むのに対し1週間に1～2個しか産みません。



鳥骨鶏の卵は小さめですが、甘みがあり、上品なコクが特長です。栄養が豊富で贈り物にも喜んでいただけます。



鳥骨鶏は天然記念物で全国的にも数が少なく自社でふ化をさせ種を守っています。



〒437-0226 静岡県周智郡森町一宮5595  
TEL.0538-89-7533 営業時間 9:30～16:30  
定休日:無し



全国発送可  
お中元・お歳暮  
承ります



静岡  
ブルーレヴズ

#スクラム

総重量は約1.8t!  
屈強な8人对8人が組み合う  
ラグビーの代名詞!!

JAPAN RUGBY LEAGUE ONE | NTT

2023

12月開幕

静岡県内、全8試合、10月チケット販売開始予定!

各種SNSでも情報発信中



YAMAHA | Suzuyo | 建通新聞 | Kowca 興和株式会社 | ITC アイテック | Polyplastics DAICEL Group

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業継続・事業承継相談費用保障

会社役員賠償責任保障

# 難攻不落

経営者さまを取りまくリスクは一つではありません。  
多くのリスクに対応するためにはいくつもの保障が必要です。  
重責を担う経営者さまを守る、  
数々の安心を一つにまとめた総合保障をぜひお役立てください。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

法人会の特選大型総合保障制度  
広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

法人会会員のみなさまに

## 経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型V + 一時金型Mタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険) *Premium*

(大同生命の無配当入院一時金保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V: 大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型) または大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ: 大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

**DAIJO** 大同生命保険株式会社

浜松支社 掛川営業所  
静岡県掛川市駅前1-9 (D-oneビル2F)  
TEL 0537-22-2150

**AIG** AIG損害保険株式会社

浜松支店  
静岡県浜松市中区板屋町111-2 (浜松アクタワー15階)  
TEL 053-454-0321

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0010 (2023年5月19日) 23-073005 2023-05

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

## がん保険にできることを、もっと。

幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまながんの悩みの解決をサポートするがん保険



**幅広い保障で経済的負担**をサポートします。



付帯サービス<アフラックのよりそがん相談サポート(\*)>

**「アフラックのよりそがん相談サポーター」**が  
さまざまな**がんの悩みの解決**をサポートします。

(\*)アフラックのよりそがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。  
サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ  
<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。



◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

**Aflac アフラック**

引受保険会社

■お問い合わせは

アフラック浜松支社

〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー18F

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



募集文書番号  
P23097 AFツール-2023-0172-2306025 5月23日

## 法人会は幅広く活動しています。

- 税のオピニオンリーダーとしての税制に関する提言活動。
- 税知識が身につく研修会や子どもたちへの租税教育活動。
- さまざまな業種の経営者と出会え、ビジネスチャンスにつながる交流会。
- 環境や福祉等、地域に密着した社会貢献活動。
- 経営の知識が身につく研修会、著名講師による講演会。
- 企業のリスクをカバーする法人会独自の福利厚生制度の普及。

これらのほかに、法人会はさまざまな活動で企業を支援し、国と地域の発展に努めています。  
ぜひ、法人会の仲間となって、活動にご参加ください!



## 表紙写真の説明

### 福田の夜店市

この夜店市は、平成13年まで福田本通りで開催されていた納涼祭を再構築し、「福田の夜店市」となりました。『賑わい』の創出と『地域との交流』をテーマにした新たな福田の地域のイメージを構築するイベントです。

今年は7月22日(土)に開催されました。コロナウイルス感染症の流行により、4年ぶりの開催となりましたが、賑やかな福田本通りとなりました。

# 事務局からのお知らせ

## 法人会提携ローンのご利用について

現在、浜松磐田信用金庫、島田掛川信用金庫、静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、の5金融機関と法人会提携ローンを契約しています。ご利用になる場合は、磐田法人会「会員証明書」が必要となりますので、法人会事務局までご連絡ください。

## 研修会等開催のお知らせ

税制・税務に関する研修会並びに政治・経済・経営・一般教養の講演会・セミナーを開催します。磐田法人会のホームページに「行事日程」として今後の開催予定行事を掲載しております。聴講を希望される場合は、法人会事務局までご連絡をお願いします。

## 早割電報のご案内

従来の電報料金よりお得な会員価格でご利用いただけます。会員登録が必要となりますので磐田法人会事務局までご連絡ください。コスト削減にぜひご利用ください。

## 法人会メリットカード 法人会メリットカードって何!!

静岡県法人会連合会は、県下法人会員向けに会員特典として「法人会メリットカード」を発行しています。特約店のキャンペーン情報によりカードを提示していただくと会員特典が受けられます。

### メリットカードの特約店募集中!!

静岡県内法人会の会員様向けに、各種割引やサービス等の特典をご提供いただける特約店を随時募集しています。特約店登録された企業様の法人会員向けキャンペーン情報をネットで配信いたします。特約店登録に費用はかかりません。ぜひ特約店登録をお願いします。

## 中小企業貸倒保証制度について

債務者の法的整理事由の発生又は履行遅滞の発生により売上債権が回収できない場合に、貴社が被る侵害の一定部分を保険金でカバーします。この保険は法人会連合会が保険契約者となる団体契約であり、法人会の会員であることが条件となります。

## 税制改正への提言事業

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。税制改正及び税務行政に関するご意見を、同封の「税制改正及び税務行政に関する意見書」でお寄せ下さい。

## 生活習慣病予防健診のお知らせ

毎年、生活習慣病予防健診を、磐田・袋井市内の会場で行っています。貴社従業員・家族の方々も受診でき他の健診料金より安くなっています。全日本労働福祉協会東海支部から案内文書が郵送されますので、ご覧の上ご利用ください。

法人会の理念

法人会は税の

オピニオンリーダー

として

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に

貢献する経営者の

団体である

法人会のキャッチフレーズ

めざします

企業の繁栄と

社会への貢献

(法人会)

公益社団法人 磐田法人会 事務局 磐田市中泉三丁目5-17 TEL 0538(37)4577 FAX 0538(37)3899



法人

(アイホット) 会報21号

発行所 公益社団法人磐田法人会 広報委員会

〒438-0078 磐田市中泉三丁目5-17 TEL(0538)37-4577 FAX(0538)37-3899

URL <https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/iwata/>

磐田法人会報161号(通算) 令和5年9月1日

「寄り添う」から  
「<sup>とも</sup>伴に走る」へ。



あなたの夢に、追い風を。

浜松いわた信用金庫

